

千代田区景観まちづくり計画(素案) に対する意見概要及び区の考え方

意見	区の考え方
全般的事項	
<p>◇今般の千代田区景観まちづくり計画の策定に伴い、良好な景観の形成の推進が一層図られることを期待する。</p> <p>◇千代田区という日本の中でも特別な&lt;場所&gt;における法的に規定される初めての景観計画である以上、あらゆる面から基本を問直す覚悟をもち必要とされる検討の体制を整えた上で進めていただきたい。</p> <p>◇住民参加型の計画策定のプロセスには問題があり、住民らにとって、重要な景観まちづくり計画は、最終的には個別地区の住民による賛否を踏まえ決定すべき。</p>	<p>◇ご期待に沿えるよう、区民、事業者と協力し、計画を推進します。</p> <p>◇計画策定にあたっては、学識経験者、区議会議員、公募区民を委員とした景観まちづくり審議会で議論しており、今後都市計画審議会に意見を求めたうえで策定します。</p> <p>◇区民も参加する景観まちづくり審議会での議論を踏まえ素案をまとめました。景観法の趣旨に基づき、素案について公聴会（意見交換会）実施し、パブリックコメントを行い、区民のご意見を伺いながら検討をすすめています。また、都市計画審議会の意見も聞きながら策定を進めてまいります。さらに、計画の運用のためのガイドラインの策定に向け、地域や関係団体等への説明を図ってまいります。</p>
第1部「景観まちづくりの考え方」について	
<p>◇「景観まちづくり計画（素案）」の目的にあるように、景観は地域の歴史と街並みのつながりという地域のコンセンサスの中で、敷地を超えリレーのようにつながり、まちづくりとして形成されるべき。</p> <p>◇地域のコンセンサスを得る過程に透明性を持たせる為に明確な基準を設けるべき。</p> <p>◇景観の広域的連携が必要と記載されていますが、具体的に作成を準備されているエリアはあるか。</p>	<p>◇ご指摘の点は、これまでの景観まちづくりの理念を継承するものであり、その目的を達成するべく、計画を推進してまいります。</p> <p>◇平成10年以來の景観協議の実績を踏まえ、景観形成方針・基準を策定いたしました。また、これを補完するものとして「キーワード」を活用した対話に基づく協議を通じて、P3にある大事にしたい「まちの環境」や「場所の個性」が地域のコンセンサスとして人々に共有されるよう取り組んでまいります。</p> <p>◇これまでの実績では、千代田区・港区・新宿区で策定した「外濠地区景観ガイドプラン」に基づき、外濠地区の良好な景観に向けて連携を図っておりますが、その他の地区では、区民の意見を取り入れ、地域のまちづくりの動向を踏まえ、検討していきます。</p>

<p>◇区境において隣接区と連携する旨の記載がありますが、連携が必要な地域の範囲が不明なため、対象となる地域の考え方および範囲の明示が必要である。</p> <p>◇区界における良好な景観形成を図るためには、隣接区などと連携した「(仮称)広域景観協議会」を設置することとしているが、各区の景観手続きとの関係性を含め具体的な手続き上の位置付けはどのようなものになるのかを示唆してほしい。</p> <p>◇緑と空と水が高層ビルの一部の人たちの物ではなく、すべての人の物となるような町づくりを進め、千代田区の本来持っている美しさや環境を維持するような計画としてほしい。</p> <p>◇自然環境や人口動態と景観をリンクさせたまちづくりをすべき。</p> <p>◇建築時の規制より前に、区として街路樹政策を明確に盛り込むべきである。街路樹について、抜けたり枯れたりしたまま放置せず、区が責任を持って必要な措置を遂行するべき。区主体の街路樹整備を「景観まちづくり計画」に盛り込むこと。</p> <p>◇地域に残る「個性ある界限」及び「エリア回遊軸」として、日比谷公園の南側一帯エリアを追加いただきたい。</p>	<p>◇建築行為等の規模によって、連携が必要な地域の範囲は異なるため、地域のまちづくりの動向を踏まえ、対象範囲を検討します。</p> <p>◇景観協議会において、広域的な視線での景観形成に配慮するために「(仮称)広域景観協議会」を設置し、各区における景観手続きがスムーズに進むよう事前協議中に協議会としての検討を行います。</p> <p>◇P14に記載のとおり、建物の高層化・高密度化によって水辺や緑地との接点が減少しないように、身近な自然を守り、育て、大きな自然を活かしていきます。</p> <p>◇自然環境については、P14に記載のとおり、身近な自然を守り、育て、大きな自然を活かすとともに環境負荷の軽減に配慮した景観形成を行っていきます。人口動態とのリンクについては、ご意見として今後の景観形成に活かしていきます。</p> <p>◇P15に記載のとおり、幹線道路や並木道等は水と緑の骨格軸として重要な要素として景観まちづくり計画に位置づけております。街路樹整備に関しては、都市計画・緑化・道路維持管理等の観点から所管部署で連携を図って取り組んでまいります。なお、街路樹の維持管理については、街路樹診断の実施結果等も踏まえて適正に進めてまいります。</p> <p>◇界限特性図は、現在改定検討中の「都市計画マスタープラン」と整合を図っています。今後の「都市計画マスタープラン」の改定検討の中でご意見を踏まえ、追加を検討します。</p>
<p>第2部「景観まちづくりの方針・基準」について</p>	
<p>◇美観地区内の骨格道路については「高木の街路樹と街灯で構成し」とされているが、次世代のまちづくりにおいて多様化されると思われるオープンスペースと連動し、道路の在り方についても柔軟性をもった方針・基準としていただきたい。</p> <p>◇美観地域重点地区から屋外広告物禁止除外区域の全部または一部を外すことが合理的である。(同主旨の意見 他1件)</p>	<p>◇ご意見を参考に公共空間を含めた景観まちづくりの推進として、区民、在勤者、来訪者等すべての方々が快適に暮らし、過ごせる都市の外部空間を目指し、警察や道路管理者と協議してまいります。</p> <p>◇千代田区では、昭和8年に指定された都市計画である美観地区を踏まえ、平成14年より美観地区ガイドプランを策定し、皇居周辺の地域特性に応じた</p>

◇「全体では光を抑えめにする」という規制的な記述がありますが、P33にあるような「落ち着いた、潤いのある」という前向きな表現への修正が好ましいと考えます。

◇工作物の色彩定量基準の適用除外等について、クリスマスツリーや門松など慣習上一般的あるいは一時的な工作物については、景観アドバイザー会議やまちづくり審議会に諮るまでもなく、”一定の手続を経る”ことになると思いますが、具体的にどういった手続きを想定されますでしょうか。

◇九段下から飯田橋に向かう地域は、店舗等も少ないため、暗く感じられ、学校等も多いことからもう少し明るくしてはどうか。

◇麴町地域の「敷地面積が大きく、建蔽率が比較的低い土地利用がなされ、ゆとりある景観が特徴となっている地域であることから、道路境界の空地や緑が通り沿いにつながる豊かな街路空間を形成する。」は共感が持てる。

◇飯田橋の再開発していない地域は、幅員が狭く危険で雑多な雰囲気があるため、景観の面から改善すべき。

◇駐輪場が見えにくいような配慮をする旨の記載がありますが、サイクルシェアについて、建物・オープンスペース等とシームレスにつながり円滑な移動を促進することが重要であるため、駐輪場とは別の項目と読めるような記載が必要である。

◇黒い高層ビルが乱立しており、黒い巨大なビルは、一種の公害と言えるのではないか。明るいまちづくりへの転換をご検討頂きたい。

◇建物の色はベージュ、グレーを基本とし、原色系の派手な色彩は避けるように規制すべき。

景観まちづくりを一体的に誘導してきた経緯があるため、本計画策定後も同様に重点地区として、景観まちづくりを推進します。

◇本記述は、平成30年9月改定の「東京都景観計画」と整合がとったものであり、東京都の景観計画の趣旨を継承します。

◇クリスマスツリーや門松などの慣習上一般的な工作物についても、広告等が付随することにより、景観への影響が懸念されうるため、自然素材以外で色彩定量基準に依らない場合は、良好な景観の形成に貢献するかどうか、景観アドバイザー会議に諮るなど一定の手続きが必要と考えます。

◇ご指摘の地域のうち、美観地域においては、「機能的な明るさは確保しつつ、全体では光を抑えめ」、麴町地域では、「夜間における安心感を確保し」、「落ち着いたある快適な住環境を形成」という景観形成方針を達成することを目指します。

◇目標の実現に向け、計画を推進します。

◇個別の建築物の協議を進めるとともに地域のまちづくりの方針に基づき適切に誘導していきます。

◇ご意見を踏まえ、駐輪場（コミュニティサイクル用のサイクルポートを除く）と修正します。

◇各地域の色彩定量基準にて、明度の低い色彩は強調色とし、使用面積を制限する計画となっています。

◇各地域の色彩定量基準にて、彩度の高い色彩はアクセント色とし、使用面積を制限する計画となっています。

<p>◇建築物の高さ制限に関する現在の規制内容を変更することには、断じて反対。 (同主旨の意見 他1件)</p> <p>◇両方向で片道2車線以下の道路の近接エリアの建物は50メートル以下に制限すべき。</p> <p>◇経年変化により色の深みが増すような景観という主旨については賛同するが、あらゆる材料を用いて本主旨を実現する工夫をすべきと考えており、材料の例示はすべきでない。</p> <p>◇麹町地域や番町地区は、「都心でありながら、緑地と水場にあふれる、教育の場であり静かな住宅地」であるため、この「街並み・教育環境・住環境の保全」に注力していただきたい。</p> <p>◇番町も麹町も富士見も神田も、落ち着いた静かな街が特長であり、高層化する再開発なんて今や時代遅れである。</p> <p>◇麹町地域では地区計画による高さ制限自体は守っているが、高いビルが複数建てられており、全体から見た時の景観や地域への配慮が感じられず、品性のない町に落ちぶれたものだと感じる。</p>	<p>◇本計画では、景観形成基準として定量的に高さを示していませんが、麹町地域においては、景観形成方針にある「ゆとりのある街並み」を形成するよう、景観形成基準において「周辺の建築物群で構成されるスカイラインと調和を図ること」と高さを定性的に誘導していくものとなっています。</p> <p>◇本計画では、高さについては、P32の項目別基準、高さ・規模に記載するような「スカイラインとの調和を図る」などの記載に留まり、定量的に高さを示していませんが、地域の特徴を生かしてこれまで取り組んできた低層部を中心とした街並みへの助言・指導を一層進めるとともに、各地域の目標、方針の実現に向けて、計画を推進します。</p> <p>◇区民の皆さまや事業者様に基準の趣旨を十分理解していただくため、例示をしております。</p> <p>◇景観の面から、計画に記載する目標の実現に向け、計画を推進します。</p> <p>◇地域特性を踏まえ、「多様な界隈の個性を活か」しつつ、「都心に生きる人々に活気」を与え、「首都としての風格ある都心の美しさを創出する」目標の実現にむけ、計画を推進します。</p> <p>◇本計画では、景観形成基準として定量的に高さを示していませんが、麹町地域においては、景観形成方針にある「ゆとりのある街並み」を形成するよう、景観形成基準において「周辺の建築物群で構成されるスカイラインと調和を図ること」と高さを定性的に誘導していくものとなっています。</p>
<p>第3部「景観資源等の保全・活用の方針」について</p>	
<p>◇計画及び屋外広告物ガイドライン策定にあたり、屋外広告物については、規制強化するだけでなく、地域まちづくりの自主性を尊重しつつ、地域の魅力・価値の向上等地域活性化の核に資するためのものとして、作成していただきたい。</p> <p>◇地域が地域主体のまちづくりを進めることの重要性から考えて、イベント開催</p>	<p>◇ご意見のとおり、地域の魅力・価値の向上に向け、計画及び屋外広告物景観ガイドラインを策定します。</p> <p>◇ご意見のとおり、イベント等の人の活動を景観資源と考え、計画を策定しま</p>

<p>等を地域の景観資源として地域の魅力の向上に生かすべく、駅前広場をより積極的に活用できるよう計画上、特段の配慮をしていただきたい。</p> <p>◇新たに屋外広告等の取り扱いについても定義しているが、大手町・丸の内・有楽町地区におけるエリアマネジメント広告の実績等も勘案し、賑わいある景観形成につながるガイドラインの策定となることを期待する。</p> <p>◇屋外広告物条例との手続き一元化等、手続きの簡素化にも努めていただきたい。</p> <p>◇駅前の道路や公共空間は、新しい時代に対応し、千代田区の観光まちづくりの視点や来街者への情報提供の場として、また、高齢化、多言語化に対応したわかりやすい情報を提供するため、デジタルサイネージ等新たな媒体を柔軟に導入できるようにしていただきたい。</p> <p>◇デジタルサイネージの一律の規制強化は、商業的または公共的に有用性の高いデジタルサイネージの役割を阻害するおそれがあるため、景観誘導方針の策定にあたっては慎重に議論を重ねて、規制の範囲は合理的に必要な範囲にとどめ、地域の特性に応じて柔軟に対応されるよう検討を求める。(同主旨の意見 1件)</p> <p>◇旧美観地区内ではデジタルサイネージが原則禁止となっているが、今後の柔軟な運用を目指して、策定予定とされる「屋外広告物景観ガイドライン」の記載方針について、予め意見交換ができる機会を設けていただきたい。</p> <p>◇旧美観地区等ではデジタルサイネージ等を原則設置せず、(仮称)千代田区屋外広告物景観ガイドラインに適合する場合には設置できる旨の記載がありますが、建物・オープンスペースの活用と一体になった賑わいのある空間づくり、防災、多言語対応等にはデジタルサイネージ等が有効であるため、景観まちづくり計画およびガイドラインの柔軟な運用が重要と考えます。景観まちづくり計画の策定前にガイドラインの素案の公表をお願いいたします。(同主旨の意見 2件)</p> <p>◇特定屋内広告物は、広く公衆に対してタイムリーな情報発信を目的とするものであれば、明らかに周辺の景観を直接的に台無しにするほど醜悪な場合にのみ</p>	<p>す。</p> <p>◇各地域における特性を踏まえ、美観地域内の大手町・丸の内・有楽町地区においては、風格と賑わいが共存する屋外広告物景観ガイドラインになるよう検討します。</p> <p>◇手続きの簡素化について、検討します。</p> <p>◇デジタルサイネージについては、ご意見を踏まえ、今後策定する屋外広告物景観ガイドラインで検討を進めます。なお、検討においては、学識経験者等の専門家の意見を踏まえるとともに、区民や事業者等の意見を伺いながら進めます。</p> <p>◇東京都屋外広告物条例にて、デジタルサイネージを含めた光源の点滅が禁止される事項として規定されているため、整合を図っています。屋外広告物景観ガイドラインについては、ご意見を踏まえ、検討を進めます。</p> <p>◇東京都屋外広告物条例にて、デジタルサイネージを含めた光源の点滅が禁止される事項として規定されているため、整合を図っています。屋外広告物ガイドラインについては、今年度末より検討を始めるため、景観まちづくり計画策定前に素案の公表はできません。</p> <p>◇「旧美観地区及び風致地区」といった特に景観に配慮する地域・地区において屋外広告物と同様な影響を及ぼすものとして事前協議の対象としていま</p>
--	--

<p>事後的に規制されるべきもので、事前の協議・届出の対象とすべきではない。 （同主旨の意見 他1件）</p> <p>◇橋梁、高架橋や駅舎上家の塗替え等、通常の維持修繕に対しての届け出は不要として、明記頂きたい。</p>	<p>す。</p> <p>◇景観法第16条第7項第1号において、届出が不要な行為として、「通常の管理行為、簡易な行為その他の行為で政令で定めるもの」と規定されております。ただし、塗替えなど模様替えや色彩の変更を伴う行為については景観への影響を考慮し、事前協議または届出が必要であると考えています。</p>
--	--

第4部「景観まちづくりの運用」について

<p>◇本計画を千代田区民や在学・在勤者が共有し、根付かせるような仕組みの構築をすべき。</p> <p>◇同地域の中で同種の計画が連続し反復されてゆくと周辺の環境や景観に甚大な影響を与えることがあるため、景観の評価にはその時点での判断だけでなく、長期的で持続的な視点、さらに多面的な視点からの総合的な評価が必要である。</p>	<p>◇P104における景観まちづくりの情報提供として、計画の周知や普及、景観まちづくりに寄与する建築物や活動などの表彰などを進めるとともに、次世代を担う子ども達の「景観まちづくり」意識の育成に努めます。</p> <p>◇P101のとおり、個別の取組みの成果を積み重ね、成長する景観まちづくりを志向します。</p>
---	---

その他の意見について

<p>◇九段下周辺地域における街路樹は銀杏ばかりであり、もう少しお洒落な植栽を増やして雰囲気をよくしてもらいたい。</p> <p>◇九段下周辺の黒い車の取り締まりを強化してほしい。</p> <p>◇九段下周辺に食事や買い物のできる商業施設を誘致してほしい。</p> <p>◇昭和館の雰囲気をより親しみやすいものにしてほしい。</p> <p>◇白百合学園の前の議員宿舎跡地の活用について、公園やスポーツセンターなどを検討してほしい。</p> <p>◇靖国通り周辺の商業施設における賑わいの質を向上してほしい。</p> <p>◇俎橋児童遊園内の喫煙スペースにより、周辺が歩きにくい。</p> <p>◇区民が使えるスポーツセンターやコンサートホールを整備してほしい。</p> <p>◇必要に応じて高さ制限を緩和し、住宅供給を進めるべき。</p> <p>◇神田地域には主要道路に面したタバコ屋が多い。主要道路沿いと神田川・日本</p>	<p>◇ご意見として承り、頂いたご意見を所管部署に共有します。</p>
---	-------------------------------------

<p>橋川重点地区内において、路上喫煙を優先的に対策してほしい。</p> <p>◇風ぐるまの増便やルート変更、区外向け周知を進めてほしい。</p> <p>◇大規模開発による交通負荷が過剰にならないようにしてほしい。</p> <p>◇千代田区の景観を大きく損ない、さらに住環境の大きな悪化をもたらす計画には、千代田区は責任をもって規制すべき。</p> <p>◇個別の建築計画を長期的、総合的に評価し、他領域での行政的な施策と合わせ効果的に環境の改善につながるよう誘導する行政的な仕組みを考えることが必要。</p> <p>◇番町の街並みに、高層タワーは必要ない。(同主旨の意見 他6件)</p> <p>◇東郷公園の大規模な改修をやめて、レイアウトを替えずに整備するぐらいで緑地保全を優先してほしい。</p> <p>◇公共の事業を勝手に区が進めて通告するやり方をやめてほしい。</p>	
---	--